

特別養護老人ホームはまなす園 入所者募集について

現在、当園に係る入所待機者の医療状況等により入居できる方が非常に少なくなっております。つきましては、現在の状況において申し込み頂き身体状況等において当施設で生活が可能と判断された場合は今後の申込者の状況にもよりますがすぐに入居も可能となっております。入居及び申し込みに関してご質問等ございましたら下記までご連絡をお願いします。

1 特別養護老人ホームとは

65歳以上の方(65歳未満の者であって特に必要と認められる者を含む。)で心身の障がい等があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において養護を受けることが困難な方が入所するための施設です。

2 入居申し込みができる方

① 要介護3以上の認定を受けている方

② 要介護1又は2の認定を受け、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難であり、次の「特例入所の要件」に該当する方

- ・認知症であることにより、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ在宅生活が困難な状態であること。
- ・知的障がいや精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ在宅生活が困難な状態であること。
- ・家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全や安心の確保が困難な状態であること。
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等に支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態であること。
- ・特例入所の判断にあたっての具体的な要件に該当するという担当ケアマネ等の意見を付すること。

3 入居に関する担当者及び連絡先

担当者 事務長 菊地留美子
電話番号 015-576-5252

※まずは、お問い合わせ下さい。

在宅サービスのご利用について

当法人は、特養と合わせてショートステイセンター及びデイサービスセンターの事業も行っております。つきましては、基本的に事業実施地域が限定されることとなりますが多くの方に利用いただきたく考えておりますのでご利用に関することにつきましては下記まで連絡をお願い致します。

ショートステイとは

ショートステイとは、高齢の要介護者が数日～1週間程度の短期で施設に入所できるサービスのことで、「短期入所生活介護」ともいわれ、連続利用日数は最長 30 日までとなっています。そのため、31 日目からの利用料金は介護保険適用外で、全額自己負担となります。

ショートステイを利用できる人

ショートステイを利用できるのは、「要支援 1～2」や「要介護 1～5」の要介護認定を受けた 65 歳以上の高齢者と、40～64 歳で特定疾病により要介護と判断された人です。ショートステイでは、食事・入浴・洗濯・排泄の手伝いといった日常生活全般の介護をはじめ、リハビリテーションやレクリエーションなどのサービスも受けられます。

ショートステイご利用に関する問い合わせ先

事務長 菊地留美子 015-576-5252

デイサービスとは

デイサービスとは、自宅で日常生活を送っている要介護の認定を受けた高齢者が利用できる介護保険サービスのひとつで、**通所介護**ともいいます。老人ホームのように施設に移り住むのではなく、自宅から日帰りで施設へ通って介護サービスを受けることができます。デイサービスでは、できるだけ自宅で自立した生活が続けられるように、食事や入浴などといった日常生活上の世話や機能訓練など、身体機能の維持・向上を目指したサービスが提供されます。また、レクリエーションも行われ、体を動かすゲームや作品づくりなどで、**高齢者の QOL(=生活の質)の向上を目指します**。デイサービスは、利用者本人のためはもちろんのこと、日々介護に追われる**家族がリフレッシュする時間を設けることができるので、介護負担の軽減にもつながります**。

デイサービスを利用できる人

基本的に**要介護 1～5 と認定された方が対象であるが、要支援1や要支援2と認定されている方も利用可能となります**。

デイサービスご利用に関する問い合わせ先

デイ係主任 林上隆幸 015-576-5121